



議案第三十四号

団体管三徳地区ほ場整備工事請負契約の締結についての議決の  
一部変更について

次のとおり団体管三徳地区ほ場整備工事請負契約の締結についての議決（昭和五十四年九月十九日議決）の一部を変更することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十五年三月十四日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五十五年三月十四日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

五 工事完成期限内「昭和五十五年三月二十日」を「昭和五十五年五月二十日」に改める。